

# 吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2026 年 3 月 4 日

サカタインクス株式会社  
サカタインクス分割準備株式会社

2026 年 3 月 4 日

吸収分割に係る事前開示書面

大阪市中央区淡路町 4 丁目 2 番 13 号  
サカタインクス株式会社  
代表取締役社長執行役員 上野 吉昭

東京都文京区後楽一丁目 4 番 25 号  
サカタインクス分割準備株式会社  
代表取締役 森田 博

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

株式会社サカタインクス（以下、「分割会社」といいます。）とサカタインクス分割準備株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 2 月 12 日付で吸収分割契約書を締結し、分割会社が営む印刷インキ・機材事業、機能性材料事業等を、2027 年 1 月 1 日を効力発生日として承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条ならびに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づきに定める事前開示事項は、次のとおりです。

記

<本件吸収分割に関する事項>

1. 吸収分割契約の内容

2026 年 2 月 12 日付で分割会社と承継会社との間で締結した吸収分割契約は、別紙のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

(1) 交付する株式数に関する事項

本吸収分割に際して、承継会社は新たに普通株式 28,000 株を発行し、その全てを分割会社に発行いたします。承継会社は分割会社の 100%子会社であることから承継

会社が発行する株式の数は相当な数であると判断しております。

(2) 承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割による承継会社の資本金及び準備金の増加額は、次のとおりです。承継会社が本吸収分割により承継する権利義務の内容、並びに本吸収分割後における承継会社の事業の内容及び規模に照らし決定したものであり、承継会社の資本金及び準備金の増加額は、相当な額であると判断しております。

- ① 資本金 0 円
- ② 準備金 87,500,000 円
- ③ その他資本剰余金 株主資本等変動額から、前各号の額を減じて得た額

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

承継会社は 2026 年 1 月 7 日に設立された会社であり、最終事業年度に係る計算書類等はありません。成立の日における貸借対照表は、以下の通りです。

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】 現金及び預金	350 350	負債の部合計	0
		純資産の部	
		【株主資本】	350
		資本金	350
		資本剰余金	0
		資本準備金	0
		純資産の部合計	350
資産の部合計	350	負債及び純資産合計	350

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類の内容

該当事項はありません。

- (3) 成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象  
該当事項はありません。

6. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書提出会社であり、計算書類等については、金融庁「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の閲覧サイトのほか、分割会社の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.inx.co.jp/ir/library/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 分割会社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

8. 債務の履行の見込みに関する事項

分割会社および承継会社は、本件吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれており、また、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ想定されておられません。

従いまして、本件吸収分割において分割会社および承継会社が負担すべき債務については、債務履行の見込みに問題はないと判断しております。

以上



## 吸収分割契約書

サカタインクス株式会社(以下、「甲」という。)&「サカタインクス分割準備株式会社」(以下、「乙」という。)は、甲の事業のうち、印刷インキ・機材事業、機能性材料事業等(以下、総称して「本件分割対象事業」という。)に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割(以下、「本件分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

### 第一条(当事者の商号及び住所)

本件分割にかかる、吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

#### (甲)吸収分割会社

商号:サカタインクス株式会社

住所:大阪市中央区淡路町四丁目2番13号

#### (乙)吸収分割承継会社

商号:サカタインクス分割準備株式会社

住所:東京都文京区後楽一丁目4番25号

### 第二条(承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

- 乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位(以下、「本承継対象権利義務等」という。)の内容は、別紙「本承継対象権利義務等明細表」記載のとおりとする。なお、本承継対象権利義務等の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可・承諾等を要するものについては、当該許認可・承諾等の取得を条件として、当該本承継対象権利義務等を本件分割に際して移転承継する。また、本承継対象権利義務等に関して、各々の契約上の定めに基づき移転承継に支障がある場合は、甲乙間で協議する。
- 第1項の規定による甲から乙への債務の承継については、すべて免責的債務引受の方法によるものとする。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償することができるものとする。疑義を避けるために付言すると、会社法第759条第2項その他の法律の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務についても、乙がこれを全額負担するものとする。
- 甲は、本承継対象権利義務等のうち、その移転のために、登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについて、乙と協議の上、必要に応じて、乙に協力してその手続を行う。この場合の登録手続費用その他の費用(公租公課を含む。)については、乙が負担するものとする。

### 第三条(吸収分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、乙の普通株式2万8,000株を発行し、その全てを本承継対象権利義務等の対価として甲に対して割当交付する。

#### 第四条(乙の資本金等の額)

本件分割により増加すべき乙の資本金及び準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

(1)資本金	0円
(2)資本準備金	87,500,000円
(3)その他資本剰余金	株主資本等変動額から前各号の額を減じて得た額

#### 第五条(効力発生日)

効力発生日は、2027年1月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第六条(株主総会の承認)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を得るものとする。

#### 第七条(商号変更)

本件分割の効力発生を条件として、効力発生日をもって、甲は、「INXホールディングス株式会社」に商号変更するものとする。

#### 第八条(競業禁止義務)

甲及び乙は、本件分割に関し、会社法第21条が適用されないこと、したがって、甲は、本件分割後においても、本件分割対象事業について、一切競業禁止義務を負わないことを確認する。

#### 第九条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者として注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、本承継対象権利義務等に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙協議の上、これを行うものとする。

#### 第十条(本契約の条件変更及び解除)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重要な変動が生じた場合、甲及び乙の株主総会の承認又は法令に定める関係諸官庁等の承認が得られなかった場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第十一条(協議事項)

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書一通を作成し、甲及び乙は記名捺印の上、甲がこれを保有し、乙はこの写しを保有する。

2026年2月12日

甲 大阪市中央区淡路町四丁目2番13号

サカタインクス株式会社

代表取締役社長執行役員 上野 吉昭



乙 東京都文京区後楽一丁目4番25号

サカタインクス分割準備株式会社

代表取締役 森田 博



## 別紙 本承継対象権利義務等明細表

乙は、本件分割により、本件分割の効力発生日における甲の本件分割対象事業に属する次に記載する資産、負債その他の権利義務及び契約上の地位を甲から承継する。

なお、本承継対象権利義務等のうち資産及び負債については、2025年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

甲が本件分割の効力発生日において保有し、かつ、本件分割対象事業のみに属する以下の資産

#### (1) 流動資産

現金及び預金、商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品並びにその他流動資産

#### (2) 固定資産

機械及び装置、車両運搬具、工具、器具及び備品、リース資産、建設仮勘定、投資有価証券、国内関係会社株式、貸倒引当金並びにその他固定資産

### 2. 承継する負債

甲が本件分割の効力発生日において負担し、かつ、本件分割対象事業のみに属する以下の負債

#### (1) 流動負債

リース債務、未払金、未払費用、前受金、預り金、短期借入金、賞与引当金並びにその他流動負債

#### (2) 固定負債

リース債務、長期借入金並びにその他固定負債

### 3. 承継する雇用契約等

本件分割対象事業に従事する従業員の労働契約は承継しない。なお、乙が承継した本件分割対象事業を行うにあたっては、甲の従業員を甲から乙に出向させることとする。

### 4. 承継するその他の権利義務等

#### (1) 雇用契約以外の契約・権利義務

甲が本件分割の効力発生日において締結している有効な契約であり、かつ、本件分割対象事業のみに関して締結している契約に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務(ただし、法令又は契約上承継できないもの及び以下に掲げる契約に係るものを除く。)

① 甲のグループ経営管理事業に必要な外部委託先との契約及び権利義務

② 上記のほか、甲が引き続き締結する必要のある契約

#### (2) 許認可等

本件分割対象事業に関する許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの。ただし、甲がその株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理及びグループ運営に関するものを除く。

#### (3) 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権は承継しない

以 上

